

令和4年12月8日

事業主様

健康保険委員様

サニーピア健康保険組合

令和4年12月に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い
報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の
特例の延長並びに特例措置の終了について

平素より当組合の事業運営にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言に伴う自粛要請を契機として、休業に伴い報酬を急減する被保険者が相当生じている等の状況を踏まえ、令和2年4月から令和4年7月までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により報酬が急減した者について、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について」(厚生労働省通知)に基づき、これまで特例の延長がされてきました。

また、現下の状況を踏まえ、令和4年8月から同年12月の間に、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についても、同様の特例措置を講ずることとなりました。

なお、特例の延長につきましては、令和4年12月を急減月とする標準報酬の特例改定をもって特例措置は終了することとなりますので、特例措置終了後の標準報酬月額の改定及び決定につきましては、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び隨時決定の取扱いについて」(昭和36年1月6日付厚生省保険局長通知)等に基づき適切に取扱いをお願いいたします。

【根拠条文】

- ・定時決定 健康保険法第41条第1項
- ・隨時決定 健康保険法第43条第1項

(参照) 別紙:新旧対照表のとおり

<お問合せ先>

サニーピア健康保険組合

業務課

Tel 078-321-1241

新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について（令和4年6月22日付保保発0622第5号厚生労働省保健局保健課長通知）

改正後	現行
<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自肃要請等を契機として、休業に伴い報酬が急減する被保険者が相当数生じている等の状況を踏まえ、令和2年4月から令和4年7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が急減した者等については、通常の随時改定（健康保険法（大正11年法律第70号）第43条第1項の規定による改定をいう。以下同じ。）によって算定する額によらず、定時決定（健康保険法第41条第1項の規定による決定をいう。以下同じ。）までの間にについて、より速やかに、現状に適合した形で標準報酬月額の保険者算定の特例について、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例にについて」（令和2年6月24日付け保保発0624第1号厚生労働省保健局保健課長通知）、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について」（令和2年9月29日付け保保発0929第4号厚生労働省保健局保健課長通知。及び「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について」（令和3年8月4日付け保保発0929第4号厚生労働省保健局保健課長通知。及び「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について」（令和3年8月4日付け保保発0804第1号厚生労働省保健局保健課長通知。以下「前回通知」という。）により、保険者算定について、臨時特例的な取扱いをお示ししたことである。</p> <p>現下の情勢等を踏まえて、令和4年8月から同年12月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についても同様の特例措置を講ずることとする。</p> <p>（略）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自肃要請等を契機として、休業に伴い報酬が急減する被保険者が相当数生じている等の状況を踏まえ、令和2年4月から令和4年7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により報酬が急減した者等については、通常の随時改定（健康保険法（大正11年法律第70号）第43条第1項の規定による改定をいう。以下同じ。）によって算定する額によらず、定時決定（健康保険法第41条第1項の規定による決定をいう。以下同じ。）までの間にについて、より速やかに、現状に適合した形で標準報酬月額の保険者算定の特例について、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例にについて」（令和2年6月24日付け保保発0624第1号厚生労働省保健局保健課長通知）、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について」（令和2年9月29日付け保保発0929第4号厚生労働省保健局保健課長通知。及び「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例の延長等について」（令和3年8月4日付け保保発0804第1号厚生労働省保健局保健課長通知。以下「前回通知」という。）により、保険者算定について、臨時特例的な取扱いをお示ししたことである。</p> <p>現下の情勢等を踏まえて、令和4年8月から同年11月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についても同様の特例措置を講ずることとする。</p> <p>（略）</p>

記

- 1 対象者等
 (1) 令和4年8月から同年12月までの間に急減月が生じた者についての

<対象者>
(略)

2 手続等の方法

(1) 提出書類

適用事業所の事業主が①の届書に、②の申立書を添えて、急減月が生じた後、速やかに、提出すること。

① 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）（別紙1－1・1－2）

イ 1 (1) に該当する場合

被保険者報酬月額変更届（特例改定用・令和4年8月～同年12月を急減月とする場合）（別紙1－1）中、継続した3か月の各月の報酬月額等を記載する欄のうち一番下の月の欄のみに、急減月の報酬月額等を記載する取扱いとして差し支えないこと。

ロ (略)

② 申立書（別紙2）

申立書は、以下の点を申し立てるものとすること。

イ～ニ (略)

ホ 本特例措置による届出を行っている被保険者について、過去に令和4年8月から同年12月までを急減月とする本特例措置による届出を行っていないことを確認している旨

ヘ・ト (略)

(2) (略)

(3) 受付期間等

本特例措置による届出は、令和4年8月29日から受理することとする。なお、令和4年10月又は同年11月を急減月とする届出については、同年10月31日から、同年12月を急減月とする届出については、同年26日から受理することとする。

また、長期の遡及による保険料の賦課や給付の調整、給与事務の複雑化を防止する等の観点から、令和4年11月末までを受付期間とする。なお、同年10月又は同年11月を急減月とする届出については、令和5年1月末

<対象者>
(略)

2 手続等の方法

(1) 提出書類

適用事業所の事業主が①の届書に、②の申立書を添えて、急減月が生じた後、速やかに、提出すること。

① 被保険者報酬月額変更届（特例改定用）（別紙1－1・1－2）

イ 1 (1) に該当する場合

被保険者報酬月額変更届（特例改定用・令和4年8月～同年11月を急減月とする場合）（別紙1－1）中、継続した3か月の各月の報酬月額等を記載する欄のうち一番下の月の欄のみに、急減月の報酬月額等を記載する取扱いとして差し支えないこと。

ロ (略)

② 申立書（別紙2）

申立書は、以下の点を申し立てるものとすること。

イ～ニ (略)

ホ 本特例措置による届出を行っている被保険者について、過去に令和4年8月から同年11月までを急減月とする本特例措置による届出を行っていないことを確認している旨

ヘ・ト (略)

(2) (略)

(3) 受付期間等

本特例措置による届出は、令和4年8月29日から受理することとする。なお、令和4年10月又は同年11月を急減月とする届出については、同年10月31日から受付することとする。

また、長期の遡及による保険料の賦課や給付の調整、給与事務の複雑化を防止する等の観点から、令和4年11月末までを受付期間とする。なお、同年10月又は同年11月を急減月とする届出については、令和5年1月末

特例

適用事業所の事業主から、以下の①から③のいずれにも該当する被保険者について、2に定める手続により、届出があった場合には、急減月（※1）に受けた報酬の総額を報酬月額として算定し、当該急減月の翌月から、標準報酬月額を改定できるとする。（※2、3、4、5）

ただし、当該休業が回復した月（※6）における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額（本特例措置による改定後のもの）に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙1－3の様式により、速やかに、その内容を届け出た上で、その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定するものとする。（※7）

（※1）急減月は、令和4年8月から同年12月までの間のいずれか1か月であって、休業により報酬が著しく低下した月として事業主が届け出た月とする。

（※2）～（※7）（略）

＜対象者＞
(略)

（2）令和3年6月から令和4年5月までを急減月として本特例措置による改定を既に受けた者についての特例

適用事業所の事業主から、以下の①から③のいずれにも該当する被保険者について、2に定める手続により、届出があった場合には、令和4年8月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額を、同年9月より適用される定時決定に係る保険者算定による算定額とする取扱いとする。（※1、2）

ただし、休業が回復した月（※3）における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額（本特例措置による改定後のもの）に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙1－3の様式により、速やかに、その内容を届け出た上で、その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に決定するものとする。

（※1）～（※3）（略）

特例

適用事業所の事業主から、以下の①から③のいずれにも該当する被保険者について、2に定める手続により、届出があった場合には、急減月（※1）に受けた報酬の総額を報酬月額として算定し、当該急減月の翌月から、標準報酬月額を改定できるとする。（※2、3、4、5）

ただし、当該休業が回復した月（※6）における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額（本特例措置による改定後のもの）をいう。）に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙1－3の様式により、速やかに、その内容を届け出た上で、その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に改定するものとする。（※7）

（※1）急減月は、令和4年8月から同年11月までの間のいずれか1か月であって、休業により報酬が著しく低下した月として事業主が届け出た月とする。

（※2）～（※7）（略）

＜対象者＞
(略)

（2）令和3年6月から令和4年5月までを急減月として本特例措置による改定を既に受けた者についての特例

適用事業所の事業主から、以下の①から③のいずれにも該当する被保険者について、2に定める手続により、届出があった場合には、令和4年8月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額を、定時決定に係る保険者算定による算定額とする取扱いとする。（※1、2）

ただし、休業が回復した月（※3）における報酬の総額を基にした標準報酬月額が、その者の標準報酬月額（本特例措置による改定後のもの）をいう。）に比べて2等級以上上昇した場合には、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、別紙1－3の様式により、速やかに、その内容を届け出た上で、その翌月から当該休業が回復した月における報酬の総額を基にした標準報酬月額に決定するものとする。

（※1）～（※3）（略）

		令和4年10月又は同年11月を急減月とする届出については、令和5年1 月末までを、令和4年12月を急減月とする届出については、令和5年2 月末までを受付期間とする。
3	その他の運用上の留意点等	
(1)	本人の同意	
	本特例措置による改定を行いう場合は、被保険者の保険料額への影響のみならず、年金給付、傷病手当金及び出産手当金への影響も生じることを、被保険者が十分に理解した上で同意することが必要である。このため、被保険者本人が不利益が生じないよう、その内容につきあらかじめ本人の記名による同意を要するとともに、その同意書を適切に保存することが必要であることに特に留意すること。	
	なお、本人の同意書についての参考様式は、別紙3のとおりであること。	
3	その他の運用上の留意点等	
(1)	本人の同意	
	本特例措置による改定を行いう場合は、被保険者の保険料額への影響のみならず、年金給付、傷病手当金への影響も生じることを、被保険者が十分に理解した上で同意することが必要である。このため、被保険者本人が不利益が生じないよう、その内容につきあらかじめ本人の記名による同意を要するとともに、その同意書を適切に保存することが必要であることに特に留意すること。	
	なお、本人の同意書についての参考様式は、別紙3のとおりであること。	
(2)	再度の特例措置の届出の取扱い	
	本特例措置による届出は、保険料の賦課や給付、給与事務の複雑化、不安定化等を防ぐため、同一の被保険者について、令和4年8月から同年12月までを急減月とする特例措置による改定を複数回行うことや、同年8月の報酬の総額に基づく定時決定に係る保険者算定の特例と同年8月から同年12月までを急減月とする特例措置による改定を行うこと、届出後に急減月の選択等を変更すること等はできないので留意すること。	
	ただし、令和2年4月から同年7月までを急減月とする特例措置による改定、同年8月から令和3年7月までを急減月とする特例措置による改定や同年8月から令和4年7月までを急減月とする特例措置による改定とは、それぞれ一度に限り行うことが可能であること。	
(3)	前回通知との関係	
	同一の被保険者について、令和4年6月又は同年7月を急減月とする特例措置による改定と同年8月から同年12月までを急減月とする特例措置による改定をそれぞれ行つた場合において、前回通知に基づき同年6月又は7月を急減月として特例措置による改定をした者に係る休業回復に伴う特例改定（前回通知1（1）ただし書の届出）に該当する前に、同年8	

月から同年12月までを急減月とする特例措置による改定を行ったときは、前回通知1（1）ただし書の届出を行うことは要さず、本通知1（1）ただし書のみを行うこととなること。
このほか、令和3年8月から令和4年7月までを急減月とする特例措置による改定の取扱いについては、引き続き、前回通知によるものであること。

（4）（略）

月から同年11月までを急減月とする特例措置による改定を行ったときは、前回通知1（1）ただし書の届出を行うことは要さず、本通知1（1）ただし書のみを行うこととなること。
このほか、令和3年8月から令和4年7月までを急減月とする特例措置による改定の取扱いについては、引き続き、前回通知によるものであること。

（4）（略）